

次世代育成選手選考基準（パラキョルギ）

（目的）

第1条

本規定は一般社団法人全日本テコンドー協会（以下 AJTA という）が、パラリンピックを目指す次世代を担う選手を育成することを目的とする。強化育成合宿への参加、国際大会への派遣等の機会をつくるとともに、競技力向上だけでなく、日本代表選手としての心構え、競技規則やアンチ・ドーピング等を教示し、将来の日本代表選手として育成する。

（対象選手）

第2条

次世代育成選手（以下育成選手という）は、選考時において次の項目のすべてを満たすこととする。

- （1） AJTA 会員登録をしている日本国籍を有する者。
- （2） 国内クラス分けを受けていること。国内クラス分けを受けていない者にはクラス分け部会による簡易クラシフィケーションを実施し、クラス適性があるかを確認してから選考する。
- （3） 12歳（小学校6年生）以上26歳未満の者。
- （4） 指定期間中（最長4年）に強化指定選手に選出される意思、素質がある者。
- （5） 健康上の問題がなく、競技を行う上で心身ともに適した状態であること。
- （6） WT（世界テコンドー連盟）グローバルライセンス登録の意思のあること。
- （7） アスリートとして、礼儀と規律を遵守し、日本代表となり得る者。
- （8） 20歳未満の選手は、保護者の承認が得られること。

（育成選手の決定等）

第3条

育成選手の決定は次による。

- （1） 都道府県協会から推薦された候補者及び強化委員より推薦された候補者、または当協会が実施する育成プログラム等においてプログラムを終了・または終了予定の候補者について強化本部にて協議、決定し、その結果を理事会に上程する。理事会は本規定に則して選考されているか協議し、決定する。
- （2） 育成選手は1年毎に決定し、育成選手の指定期間は、原則として最初に決定された期間の初日より最長で4年を越えないものとする。但し、強化本部にて認められた場合についてはこの限りではない。
- （3） 育成選手が出場する国際大会については別途選考会は実施せず、該当の年齢の選手の中より選出する。選出にあたっては選手の技量、大会のレベル等を考慮し、強化本部で審議の上決定する。
- （4） 次世代育成選手の取り消し

下記①～⑧に該当した場合、当協会の強化本部及び理事会の決議を経て、育成選手指定を解除する場合がある。ただし⑥については、理事会での決議は不要とする。

- ① 育成活動に対し、正当な理由なく欠席、遅刻または早退した場合
- ② 正当な理由なく育成方針及び指示に従わない場合
- ③ 当協会の定める定款、倫理規程その他諸規程違反を犯した場合
- ④ 育成選手として不適切な言動を行った場合
- ⑤ 怪我や疾病により育成活動に参加できなくなった場合
- ⑥ 育成選手本人から指定解除の申し出があった場合
- ⑦ 当協会育成計画を優先し活動できない場合
- ⑧ 国際スポーツクラスが資格なし（NE）と判定された場合

（⑧に該当する場合は、育成指定の解除とともに国際大会派遣にかかった経費（旅費や滞在費など）は個人精算（自費）となる）

（遵守事項）

第4条

育成選手は、下記のことを遵守しなければならない。遵守できない場合には書面にてその理由を申し出て承認を得なければならない。

- （1） 指定された合宿、大会への参加
- （2） AJTA から指示された提出物の提出期限
- （3） アンチ・ドーピングに関する規定
- （4） AJTA、国際パラリンピック協会（IPC）、WT 等の規則

（費用負担）

第5条

育成選手に関する合宿や大会参加に要する費用については、強化事業費を充てることもできるが、個人負担とする場合もある。